

株式会社MIARE

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局
事務局長

令和4年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金

交付決定通知書

独立行政法人中小企業基盤整備機構による中小企業生産性革命推進事業の一環として実施されているIT導入支援事業費補助金に係る、2023年10月5日付け補助金交付申請については、令和4年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付規程(以下「交付規程」という。)第16条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 補助対象経費、及び補助金の額は、次のとおりとする。
補助対象経費 2,500,000 円
補助金の額 1,722,222 円
- 補助金の額の確定は、実支出額に補助率を乗じて得た額又は交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)のいずれか低い額とする。
- 本通知に対して不服があり交付の申請を取下げようとする場合は、当該通知日から10日以内にその旨を記載した辞退届を、電磁的方法によりIT導入支援事業者の確認を受けたうえで、事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- 交付申請を含む事務局へ提出する申請情報(電子申請により事務局へ提出される情報も含む)を、事務局が別途定める期日までの間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 補助事業者は、適正化法、施行令、及び交付規程の定めるところに従うこと。また交付申請時に宣誓した事項について遵守しなければならず、虚偽や不正、業務の怠慢、並びに情報の漏洩等、その他不適当な行為が行われていることが発覚した場合、交付規程第27条に基づき交付決定の全部又は一部を取消しとなることに留意すること。